

2019年（令和元年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（令和元年）8月26日付けで諮問（第981号）された病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢市民病院には35の診療科があり、2018年度における外来受診者数は、1日平均で約1,380名を数え、面会者についても、1日平均で400から600名おり、多数の方が来院している。また、受診や入院については、東館、西館及び救命救急センターで行っている。

犯罪防止の観点から、防犯カメラの設置、映像の保存及びコンピュータ処理並びに司法警察員等からの照会に対する録画画像の目的外提供に関し、別に定める個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づく包括的な取扱いについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）にそれぞれ諮問し、答申されている。（答申第500号、答申第566号、答申第573号、答申第762号及び答申第810号）

この度、2019年（令和元年）7月25日午後2時5分ごろ、当院東館2階において、患者同士の争いから、一方の患者（以下「患者A」という。）が、もう一方の患者（以下「患者B」という。）を押し倒す傷害被疑事件が発生し、そ

の捜査を行う神奈川県藤沢警察署司法警察員から、捜査関係事項照会書により院内外に設置している防犯カメラの画像データのうち、当該傷害被疑事件の状況が映っている画像についての提供を求められた。

当院の個人情報の目的外提供についてのガイドラインにおいては、審議会を経ずに目的外の提供ができる範囲を窃盗、器物損壊、放火に限定していること、また、当該傷害被疑事件に関し、事件当日中に藤沢警察署が患者A、患者Bの双方から聞き取りをしており、条例第12条第2項第3号に規定する、人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由に該当しないことから、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラ画像データの目的外提供を行うことについて、条例第12条の規定に基づき、審議会に諮問するものである。

## (2) 防犯カメラ画像を目的外に提供することについて

### ア 目的外に提供する個人情報

当院東館2階及び東館1階メインエントランス付近に設置している防犯カメラの画像であって、2019年（令和元年）7月25日午後2時前後において、患者A、患者Bが受診のため東館2階を訪れた状況、患者Aが患者Bを押し倒した状況及び直後に1階メインエントランスから患者Aが建物外へ移動し、患者Bも続いて建物外へ移動する状況が記録された画像。

なお、提供にあたっては、神奈川県藤沢警察署司法警察員による確認を経て、実施機関が必要と判断した部分のみを選択し、提供することとする。

### イ 引渡し方法

司法警察員による確認を経て、実施機関が必要と判断した部分の画像データをUSBメモリーへ転写して引き渡す。

また、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

### ウ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

### エ 目的外提供の根拠

刑事訴訟法第197条第2項

### オ 目的外提供に対する実施機関の考え

#### (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、公共の福祉を維持するための必要な捜査であることから、正当性及び公益性が認められる。

#### (イ) 目的外に提供する必要性

本件は、当院内で発生した傷害被疑事件であるが、神奈川県藤沢警察署司

法警察員からは、患者A及び患者Bの動向を確認するための捜査資料として取り扱う旨が説明されており、院内の秩序維持を図ることは、安全な医療提供体制の確立を目指す当院の運営基本方針にも合致する。

また、事件発生場所が建物内であり、患者A及び患者Bの動向の確認に関し他の手段では代替することが困難であることから、捜査関係事項照会書による照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

今回の目的外に提供する個人情報、防犯カメラ画像データであり、当該画像データには他の患者やその家族、当院の業務に関わる事業者など不特定多数のもの、画像が記録されているため、人物を特定することが事実上困難であり、通知の送付先が特定できないこと、また、患者A及び患者Bへの通知に関しては、捜査機関より捜査の遂行に支障が生じる旨の報告があったことから、本人通知を省略するものである。

(4) 実施時期（予定年月日）

2019年（令和元年）9月12日

(5) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 防犯カメラ設置場所
- エ 藤沢市民病院防犯カメラ運用基準
- オ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン
- カ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」（1）及び（2）のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件は、当院内で発生した傷害被疑事件であるが、神奈川県藤沢警察署司法警察員からは、患者A及び患者Bの動向を確認するための捜査資料として取り扱う旨が説明されており、院内の秩序維持を図ることは、安全な医療提供体制の確立を目指す当院の運営基本方針にも合致する、とのことである。

また、実施機関では、事件発生場所が建物内であり、患者A及び患者Bの動向の確認に関し他の手段では代替することが困難であることから、捜査関係事項照会書による照会に応じる必要がある、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

今回の目的外に提供する個人情報は防犯カメラ画像データであり、当該画像データには、他の患者やその家族、当院の業務に関わる事業者など不特定多数のもの、画像が記録されているため、人物を特定することが事実上困難であり、通知の送付先が特定できないこと、また、患者A及び患者Bへの通知に関しては、捜査機関より捜査の遂行に支障が生じる旨の報告があったことから、本人通知を省略するものである、とのことである。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上